

日総第446号の5
平成22年2月15日

日向市代表監査委員 林 雄治 様

日向市長 黒木 健



住民監査請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について（通知）

平成22年1月15日付け日監第159号の3で通知のあった監査結果に係る勧告について、次のとおり改善措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

記

1. 勧告に対する措置

- (1) 日向市代表監査委員からの勧告内容を精査するために平成22年1月18日付けで日向市議会議長に状況報告を求めた。
- (2) 日向市議会議長から(1)に対する報告書（別紙資料1）が提出された。

これにより、次の点を確認した。

- ①「政真会」が不適切な政務調査費の支出と認め、平成21年12月28日に87,835円がすでに返還納付されていること。
 - ②「政真会」が追加計上した書類（平成21年10月1日付け政真会の平成20年度政務調査費収支報告書）については、取り下げすること。
 - ③政務調査費の適正な執行と事務処理のために議会内部におけるチェック体制の確立に向けてすでに取り組んでいること。
- (3) 平成22年2月12日付けで「政真会」の平成20年度日向市議会政務調査費収支報告書（再提出）の写し（別紙資料2）が日向市議会議長から送付された。

これにより、監査委員の指摘に沿った必要な精査及び処理がされたものと確認した。

(4) 以上の経過をもって、必要な返還額を確定し、それに伴う必要な事務処理をすみやかに行うよう求めた。

2. 意見に対する措置

政務調査費の適正な執行のために、今後、政務調査費の使途基準を明確にして、議会内部におけるチェック体制の早急な確立を含め、収支報告に対するより実質的な調査・審査の実施、また、政務調査費の交付額の確定について、日向市事務決裁規程及び日向市文書取扱規程に基づく決裁処理を行うよう求めた。

3. 添付資料

(別紙資料1)

住民監査請求に係る監査委員の勧告に関する日向市議会議長から日向市長あての状況報告書【平成22年2月2日付け】

(別紙資料2)

日向市市議会会派「政真会」の平成20年度日向市議会政務調査費収支報告書(平成20年4月から平成21年3月)写し【平成22年2月12日付け】

(別紙資料3)

日向市長から日向市議会議長あてに住民監査請求に係る監査委員の勧告に基づく措置を求めた文書【平成22年2月15日付け】